

第 38 号議案

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議したいので、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

尾張旭市長 柴 田 浩

提案理由

この案を提出するのは、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため必要があるからである。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 3 月 20 日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

変 更 前	変 更 後
別表第 1（第 4 条関係）	別表第 1（第 4 条関係）
（略）	（略）
2 被保険者証及び資格証明書 ¹ の引渡し	2 資格確認書等 ² の引渡し
3 被保険者証及び資格証明書 ¹ の返還の受付	3 資格確認書等 ² の返還の受付
（略）	（略）

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。